

【新】高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱（抜粋）	【旧】高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱（抜粋）
第1条（略） （補助目的及び補助対象事業） 第2条 県は、中山間地域に居住する障害児者や、重度障害や強度行動障害を有する障害児者が、住み慣れた地域でそれぞれの障害特性に応じた必要なサービスを利用し、安心して暮らすことができるよう障害福祉サービス等の確保を目的として行われる次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う事業所又は当該事業所に対して助成を行う市町村及び広域連合（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 （1）～（9）（略） <u>（10）保育所等における性被害防止に係る設備等支援事業</u> <u>令和6年7月23日こ成総第82号及びこ支総第82号こども家庭庁成育局長・支援局長連名通知の別紙「保育所等における性被害防止に係る設備等支援事業実施要綱」に掲げる事業</u> （補助対象経費、補助基準額及び補助率） 第3条 補助事業の実施主体及び補助先は、前条第1号から第9号までの規定に係るものについては市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）とし、 <u>同条第10号に掲げる事業については事業所とする。ただし、同条第6号及び第7号に掲げる事業については中核市を、同条第10号に掲げる事業については中核市に所在する事業所を除く。</u> 2～3（略） 第4条（略） （補助の条件） 第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1）～（12）（略） <u>（13） 補助事業者が県税の納税義務者である場合、県税を滞納していないこと。また、事業終了後において、消費税の申告により当該間接補助金に係る消費税仕入控除税額等（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。）が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならないこと。</u> <u>（14） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。</u> <u>（15） 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行上知事が必要であると認めた事項。</u> 第6条～第7条（略） （実績報告） 第8条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第4号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月30日までのいずれか早い	第1条（略） （補助目的及び補助対象事業） 第2条 県は、中山間地域に居住する障害児者や、重度障害や強度行動障害を有する障害児者が、住み慣れた地域でそれぞれの障害特性に応じた必要なサービスを利用し、安心して暮らすことができるよう障害福祉サービス等の確保を目的として行われる次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う事業所に対して助成を行う市町村及び広域連合（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 （1）～（9）（略） （補助対象経費、補助基準額及び補助率） 第3条 補助事業の実施主体及び補助先は、前条第1号から第9号までの規定に係るものについては市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）とする。ただし、 <u>前条第6号及び第7号に掲げる事業については中核市を除く。</u> 2～3（略） 第4条（略） （補助の条件） 第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1）～（12）（略） <u>（13） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。</u> <u>（14） 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行上知事が必要であると認めた事項。</u> 第6条～第7条（略） （実績報告） 第8条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第4号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月30日までのいずれか早い

日までに知事に提出しなければならない。 2 補助事業者は、第5条第12号又は第13号の規定より、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等を返還させ、又は返還するときは、その金額を別記第5号様式により速やかに知事に報告しなければならない。知事は、当該報告を受けて、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずることができる。 第9条～第13条 （略） 附 則 1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。ただし、次項の規定は、同年3月30日から施行する。 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。 3 この要綱は、令和7年5月31日限り、効力を失う。ただし、第5条第5号から第8号まで、第7条、第8条第2項及び第3項、第11条並びに第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成30年7月3日から施行する。 附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、令和2年3月23日から施行する。なお、第2条第10号については令和2年1月16日から適用し、第2条第11号については令和2年3月10日から適用、第2条第12号については令和2年3月2日から適用する。 附 則 （施行期日） 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この要綱による改正後の高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年度事業から適用する。 附 則 この要綱は、令和3年1月29日から施行する。ただし、第2条第10号から第14号までの遡及は、令和2年4月1日から適用する。 附 則 この要綱は、令和3年3月24日から施行する。 附 則 （施行期日） 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この要綱による改正後の高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和3年度事業から適用する。	日までに知事に提出しなければならない。 2 補助事業者は、第5条第12号の規定より、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等を返還させたときは、その金額を別記第5号様式により速やかに知事に報告しなければならない。知事は、当該報告を受けて、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずることができる。 第9条～第13条 （略） 附 則 1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。ただし、次項の規定は、同年3月30日から施行する。 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。 3 この要綱は、令和7年5月31日限り、効力を失う。ただし、第5条第5号から第8号まで、第7条、第8条第2項及び第3項、第11条並びに第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成30年7月3日から施行する。 附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、令和2年3月23日から施行する。なお、第2条第10号については令和2年1月16日から適用し、第2条第11号については令和2年3月10日から適用、第2条第12号については令和2年3月2日から適用する。 附 則 （施行期日） 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この要綱による改正後の高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年度事業から適用する。 附 則 この要綱は、令和3年1月29日から施行する。ただし、第2条第10号から第14号までの遡及は、令和2年4月1日から適用する。 附 則 この要綱は、令和3年3月24日から施行する。 附 則 （施行期日） 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この要綱による改正後の高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和3年度事業から適用する。
---	---

附 則 この要綱は、令和3年12月28日から施行する。ただし、第2条第10号については令和3年4月1日から適用する。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年3月23日から施行する。 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。 (経過措置) 3 この要綱による改正後の高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年度事業から適用する。 附 則 この要綱は、令和4年7月21日から施行し、同年4月1日から適用する。 附 則 この要綱は、令和5年3月22日から施行する。なお、第2条第1号から第10号までの規定については令和4年4月1日から適用し、同条第11号については令和4年9月5日から適用する。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年3月22日から施行する。 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。 (経過措置) 3 この要綱による改正後の高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和5年度事業から適用する。 附 則 この要綱は、令和5年4月24日から施行し、同月1日から適用する。 附 則 この要綱は、令和5年11月30日から施行する。ただし、第2条第11号については令和5年4月1日から適用する。 附 則 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年3月21日から施行する。 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。 附 則 <u>この要綱は、令和6年9月18日から施行し、同年4月1日から適用する。</u>	附 則 この要綱は、令和3年12月28日から施行する。ただし、第2条第10号については令和3年4月1日から適用する。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年3月23日から施行する。 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。 (経過措置) 3 この要綱による改正後の高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年度事業から適用する。 附 則 この要綱は、令和4年7月21日から施行し、同年4月1日から適用する。 附 則 この要綱は、令和5年3月22日から施行する。なお、第2条第1号から第10号までの規定については令和4年4月1日から適用し、同条第11号については令和4年9月5日から適用する。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年3月22日から施行する。 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。 (経過措置) 3 この要綱による改正後の高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和5年度事業から適用する。 附 則 この要綱は、令和5年4月24日から施行し、同月1日から適用する。 附 則 この要綱は、令和5年11月30日から施行する。ただし、第2条第11号については令和5年4月1日から適用する。 附 則 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年3月21日から施行する。 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
--	--

別表第 1（第 3 条関係）

（1）～（9）略

（10）保育所等における性被害防止に係る設備等支援事業

補助対象経費	補助対象施設	補助基準額	補助率
性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新に係る経費（需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料及び備品購入費）	障害児入所施設 障害児通所支援事業所 障害児相談支援事業所	<u>1 施設当たり</u> 100,000 円	<u>4 分の 3</u>

注 1 対象施設が設備の購入や更新を行う場合は、入札の実施や複数業者から見積書を取得する等により適正価格での購入等を行うこと。

注 2 カメラ設置の可否については、保護者や子ども等の状況や対象施設等の状況等を踏まえて各対象施設等において判断すること。

注 3 カメラの設置については、必要に応じて、関係者等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うことが望ましい。

注 4 カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条 に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。

また、子どもや来訪者等が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。

別表第 1（第 3 条関係）

（1）～（9）（略）

別票第2 (略)

別票第2 (略)

別記第1号様式（第4条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市 町 村 長
申請者が事業所
の場合 住所
氏名
生年月日

補助金交付申請書

高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額 金 0 円

（添付書類）

- 1 高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付申請額内訳（ 年度）（別紙1）
- 2 （1）中山間地域小規模拠点事業費支援事業調書（別紙2）
- 3 （2）中山間地域障害福祉サービス確保対策事業調書（別紙3）
- 4 （3）重度障害児者短期入所利用促進事業調書（別紙4）
- 5 （4）重度障害児者ヘルパー利用支援事業調書（別紙5）
- 6 （5）強度行動障害者短期入所支援事業調書（別紙6）
- 7 （6）障害児長期休暇支援事業調書（別紙7）
- 8 （7）障害児・者地域支え合い支援事業調書（別紙8）
- 9 （8）医療的ケア児等支援事業調書（別紙9）
- 10 （9）強度行動障害者サービス利用促進事業（別紙10）
- 11 （10）保育所等における性被害防止に係る設備等支援事業（別紙11）
- 12 歳入歳出予算書抄本
- 13 県税の滞納がないことを証する証明書

又は

県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）

※1:税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要綱」における第4号様式。

※2:補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

補助事業者が法人の場合は、法人代表のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

（注）13については、補助事業者が事業者の場合のみ添付してください。

（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面マイナンバーの表示があるため、提出不可とする。）。

健康保険証の保険者番号及び被保険者記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

別記第1号様式（第4条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市 町 村 長

補助金交付申請書

高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額 金 0 円

（添付書類）

- 1 高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付申請額内訳（ 年度）（別紙1）
- 2 〈1〉中山間地域小規模拠点事業費支援事業調書（別紙2）
- 3 〈2〉中山間地域障害福祉サービス確保対策事業調書（別紙3）
- 4 〈3〉重度障害児者短期入所利用促進事業調書（別紙4）
- 5 〈4〉重度障害児者ヘルパー利用支援事業調書（別紙5）
- 6 〈5〉強度行動障害者短期入所支援事業調書（別紙6）
- 7 〈6〉障害児長期休暇支援事業調書（別紙7）
- 8 〈7〉障害児・者地域支え合い支援事業調書（別紙8）
- 9 〈8〉医療的ケア児等支援事業調書（別紙9）
- 10 〈9〉強度行動障害者サービス利用促進事業（別紙10）
- 11 歳入歳出予算書抄本

第1号の別紙1

高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付申請額内訳（ 年度）

〇 〇 市（町村）
法人名

事業名	補助対象経費	補助基準額	補助基本額 (A・Bいずれか少ない方の額)	差引補助基本額	補助所要額 (D×補助率)
	A 円	B 円	C 円	D 円	E 円
(1) 中山間地域小規模拠点事業費支援事業			0	0	0
(2) 中山間地域障害福祉サービス確保対策事業			0	0	0
(3) 重度障害児者短期入所利用促進事業			0	0	0
(4) 重度障害児者ヘルパー利用支援事業			0	0	0
(5) 強度行動障害者短期入所支援事業			0	0	0
(6) 障害児長期休暇支援事業			0	0	0
(7) 障害児・者地域支え合い支援事業			0	0	0
(8) 医療的ケア児等支援事業			0	0	0
(9) 強度行動障害者サービス利用促進事業			0	0	0
(10) 保育所等における性被害防止に係る設備等支援事業			0	0	0
合計	0	0	0	0	0

第1号の別紙1

高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付申請額内訳（ 年度）

〇 〇 市（町村）

事業名	補助対象経費	補助基準額	補助基本額 (A・Bいずれか少ない方の額)	差引補助基本額	補助所要額 (D×補助率)
	A 円	B 円	C 円	D 円	E 円
(1) 中山間地域小規模拠点事業費支援事業			0	0	0
(2) 中山間地域障害福祉サービス確保対策事業			0	0	0
(3) 重度障害児者短期入所利用促進事業			0	0	0
(4) 重度障害児者ヘルパー利用支援事業			0	0	0
(5) 強度行動障害者短期入所支援事業			0	0	0
(6) 障害児長期休暇支援事業			0	0	0
(7) 障害児・者地域支え合い支援事業			0	0	0
(8) 医療的ケア児等支援事業			0	0	0
(9) 強度行動障害者サービス利用促進事業			0	0	0
合計	0	0	0	0	0

第 1 号の別紙 2 ～ 第 1 号の別紙 10 （略）

第 1 号の別紙 2 ～ 第 1 号の別紙 10 （略）

第1章の附属11
(10) 保育所等における性被害防止に係る設備等支援事業調査

法人名: _____
調査年度: _____

補助対象経費	11施設費 支出予算額 A	交付金 その他の 収入予算額 B	委託経 費(C) D	補助金等額 E	補助金等額 F	補助対象経費 合計 (E+F) G	購入品目の区 分(付大分類)					11施設費の経費 (金額、数量、その他の負担割合の区分)
							バージョン	簡易型	簡易更改造	カゴ2	その他	
性被害防止に係る設備等支援事業			0	100,000	0	0	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	
合計	0	0	0	100,000	0	0	0	0	0	0	0	

※11施設費については、法人等、事業所等の人材の人で行ってください。
※11施設費の経費については、具体的には記載するとともに、必要に応じて経費資料も添付してください。

第2号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市 町 村 長

事業所の場合
住所
氏名

補助金交付変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定がありました事業の内容等を変更したいので、高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱第5条第2号の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- | | | |
|-------------|---|---|
| 1 補助金既交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 変更後の交付申請額 | 金 | 円 |
| 3 差引き増減額 | 金 | 円 |
| 4 変更事項及び理由 | | |

（添付書類）

- 1 高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付申請額内訳（ 年度）（変更）（別紙1）
- 2 （1）中山間地域小規模拠点事業費支援事業調書（変更）（別紙2）
- 3 （2）中山間地域障害福祉サービス確保対策事業調書（変更）（別紙3）
- 4 （3）重度障害児者短期入所利用促進事業調書（変更）（別紙4）
- 5 （4）重度障害児者ヘルパー利用支援事業調書（変更）（別紙5）
- 6 （5）強度行動障害者短期入所支援事業調書（変更）（別紙6）
- 7 （6）障害児長期休暇支援事業調書（変更）（別紙7）
- 8 （7）障害児・者地域支え合い支援事業調書（変更）（別紙8）
- 9 （8）医療的ケア児等支援事業調書（変更）（別紙9）
- 10 （9）強度行動障害者サービス利用促進事業（変更）（別紙10）
- 11 （10）保育所等における性被害防止に係る設備等支援事業（別紙11）
- 12 歳入歳出予算書抄本

第2号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市 町 村 長

補助金交付変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定がありました事業の内容等を変更したいので、高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱第5条第2号の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- | | | |
|-------------|---|---|
| 1 補助金既交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 変更後の交付申請額 | 金 | 円 |
| 3 差引き増減額 | 金 | 円 |
| 4 変更事項及び理由 | | |

（添付書類）

- 1 高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付申請額内訳（ 年度）（変更）（別紙1）
- 2 （1）中山間地域小規模拠点事業費支援事業調書（変更）（別紙2）
- 3 （2）中山間地域障害福祉サービス確保対策事業調書（変更）（別紙3）
- 4 （3）重度障害児者短期入所利用促進事業調書（変更）（別紙4）
- 5 （4）重度障害児者ヘルパー利用支援事業調書（変更）（別紙5）
- 6 （5）強度行動障害者短期入所支援事業調書（変更）（別紙6）
- 7 （6）障害児長期休暇支援事業調書（変更）（別紙7）
- 8 （7）障害児・者地域支え合い支援事業調書（変更）（別紙8）
- 9 （8）医療的ケア児等支援事業調書（変更）（別紙9）
- 10 （9）強度行動障害者サービス利用促進事業（変更）（別紙10）
- 11 歳入歳出予算書抄本

第2号の別紙1

高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付申請額内訳（年度）（変更）

〇 〇 市（町村）
法人名

事業名	補助対象経費 A	補助基準額 B	補助基本額 (A・Bのいずれか少ない方の額) C	差引補助基本額 D	補助内訳額 (D×補助率) E	既交付決定額 F	差引追加交付 (一部取消)申請額 (E－F) G
(1) 中山間地部小規模拠点事業費支援事業	円	円	0	0	0	円	0
(2) 中山間地版障害福祉サービス確保対策事業			0	0	0		0
(3) 重度障害児者短期入所利用促進事業			0	0	0		0
(4) 重度障害児者ヘルパー利用支援事業			0	0	0		0
(5) 強度行動障害者短期入所支援事業			0	0	0		0
(6) 障害児長期休暇支援事業			0	0	0		0
(7) 障害児・者地域支え合い支援事業			0	0	0		0
(8) 医療的ケア児等支援事業			0	0	0		0
(9) 強度行動障害者サービス利用促進事業			0	0	0		0
(10) 保育所等における性被害防止に係る設備等支援事業			0	0	0		0
合計	0	0	0	0	0	0	0

第2号の別紙1

高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付申請額内訳（年度）（変更）

〇 〇 市（町村）

事業名	補助対象経費 A	補助基準額 B	補助基本額 (A・Bのいずれか少ない方の額) C	差引補助基本額 D	補助内訳額 (D×補助率) E	既交付決定額 F	差引追加交付 (一部取消)申請額 (E－F) G
(1) 中山間地部小規模拠点事業費支援事業	円	円	0	0	0	円	0
(2) 中山間地版障害福祉サービス確保対策事業			0	0	0		0
(3) 重度障害児者短期入所利用促進事業			0	0	0		0
(4) 重度障害児者ヘルパー利用支援事業			0	0	0		0
(5) 強度行動障害者短期入所支援事業			0	0	0		0
(6) 障害児長期休暇支援事業			0	0	0		0
(7) 障害児・者地域支え合い支援事業			0	0	0		0
(8) 医療的ケア児等支援事業			0	0	0		0
(9) 強度行動障害者サービス利用促進事業			0	0	0		0
合計	0	0	0	0	0	0	0

第2号様式の別紙2～第2号様式の別紙10 (略)

第2号様式の別紙2～第2号様式の別紙10 (略)

都2市の別紙11

(10) 保育所等における性被害防止に係る設備等支援事業計画書

法人名: _____

事業所名: _____

補助対象経費	社会福祉費 又は子育て支援費 A	寄附金 その他の 収入で支拂 B	寄附金 C	補助基準額 D	補助基準額 E	補助対象経費 F (E×50%)	導入経費の算 出方法(算出率)					社会福祉費の総額 (金額、数量、その他の数(単位)及び内容)
							バーテーション	既製品	既製品改定	カゴ	その他	
性被害防止に係る設備等支援事業			0	100,000	0	0						
合計	0	0	0	100,000	0	0	0	0	0	0	0	0

※(1) 経費率については、法人等、事業所等の入力に応じて行う。下記のとおり。

※(2) 対象経費の算出については、具体的には記載する。必要に応じて得意資料を添付してください。

第3号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市 町 村 長
事業所の場合 住所
氏名

補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けました補助
事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、高知県障害福祉サービス等確保支援
事業費補助金交付要綱第5条第3号の規定により、申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由

- 2 中止の期間（廃止の時期）

第3号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市 町 村 長

補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けました補助
事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、高知県障害福祉サービス等確保支援
事業費補助金交付要綱第5条第3号の規定により、申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由

- 2 中止の期間（廃止の時期）

第4号様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市 町 村 長
事業所の場合 住所
氏名

実 績 報 告 書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けました高知県障害福祉サービス等確保支援事業を完了しましたので、高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金既交付決定額	金	円
2 補助金精算額	金	円
3 差引き過不足額	金	円

（添付書類）

- 1 高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金精算額内訳（年度）（別紙1）
- 2 〈1〉中山間地域小規模拠点事業費支援事業調査（実績）（別紙2）
- 3 〈2〉中山間地域障害福祉サービス確保対策事業調査（実績）（別紙3）
- 4 〈3〉重度障害児者短期入所利用促進事業調査（実績）（別紙4）
- 5 〈4〉重度障害児者ヘルパー利用支援事業調査（実績）（別紙5）
- 6 〈5〉強度行動障害者短期入所支援事業調査（実績）（別紙6）
- 7 〈6〉障害児長期休暇支援事業調査（実績）（別紙7）
- 8 〈7〉障害児・者地域支え合い支援事業調査（実績）（別紙8）
- 9 〈8〉医療的ケア児等支援事業調査（実績）（別紙9）
- 10 〈9〉強度行動障害者サービス利用促進事業（実績）（別紙10）
- 11 〈10〉保育所等における性被害防止に係る設備等支援事業（別紙11）
- 12 歳入歳出予算書抄本

第4号様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市 町 村 長

実 績 報 告 書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けました高知県障害福祉サービス等確保支援事業を完了しましたので、高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金既交付決定額	金	円
2 補助金精算額	金	円
3 差引き過不足額	金	円

（添付書類）

- 1 高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金精算額内訳（年度）（別紙1）
- 2 〈1〉中山間地域小規模拠点事業費支援事業調査（実績）（別紙2）
- 3 〈2〉中山間地域障害福祉サービス確保対策事業調査（実績）（別紙3）
- 4 〈3〉重度障害児者短期入所利用促進事業調査（実績）（別紙4）
- 5 〈4〉重度障害児者ヘルパー利用支援事業調査（実績）（別紙5）
- 6 〈5〉強度行動障害者短期入所支援事業調査（実績）（別紙6）
- 7 〈6〉障害児長期休暇支援事業調査（実績）（別紙7）
- 8 〈7〉障害児・者地域支え合い支援事業調査（実績）（別紙8）
- 9 〈8〉医療的ケア児等支援事業調査（実績）（別紙9）
- 10 〈9〉強度行動障害者サービス利用促進事業（実績）（別紙10）
- 11 歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

第4号の別紙1

高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金精算額内訳（年度）（実績）

〇 〇 市（町村）
法人名

事業名	補助対象経費	補助基準額	補助基本額 （A・Bいずれか少ない方の額）	差引補助基本額	補助所要額 （D×補助率）	既交付決定額	差額 （E－F）
	A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円
（1）中山間地域小規模拠点事業費支援事業			0	0	0		0
（2）中山間地域障害福祉サービス確保対策事業			0	0	0		0
（3）重度障害児者短期入所利用促進事業			0	0	0		0
（4）重度障害児者ヘルパー利用支援事業			0	0	0		0
（5）強度行動障害者短期入所支援事業			0	0	0		0
（6）障害児長期休暇支援事業			0	0	0		0
（7）障害児・者地域支え合い支援事業			0	0	0		0
（8）医療的ケア児等支援事業			0	0	0		0
（9）強度行動障害者サービス利用促進事業			0	0	0		0
（10）保育所等における防犯対策防止に係る設備等の支援事業			0	0	0		0
合計	0	0	0	0	0	0	0

第4号の別紙1

高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金精算額内訳（年度）（実績）

〇 〇 市（町村）

事業名	補助対象経費	補助基準額	補助基本額 （A・Bいずれか少ない方の額）	差引補助基本額	補助所要額 （D×補助率）	既交付決定額	差額 （E－F）
	A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円
（1）中山間地域小規模拠点事業費支援事業			0	0	0		0
（2）中山間地域障害福祉サービス確保対策事業			0	0	0		0
（3）重度障害児者短期入所利用促進事業			0	0	0		0
（4）重度障害児者ヘルパー利用支援事業			0	0	0		0
（5）強度行動障害者短期入所支援事業			0	0	0		0
（6）障害児長期休暇支援事業			0	0	0		0
（7）障害児・者地域支え合い支援事業			0	0	0		0
（8）医療的ケア児等支援事業			0	0	0		0
（9）強度行動障害者サービス利用促進事業			0	0	0		0
合計	0	0	0	0	0	0	0

第4号の別紙2～第4号の別紙10 (略)

第4号の別紙2～第4号の別紙10 (略)

表4次の別添11

(10) 保育所等における性被害防止に係る設備等支達事業計画書(案)様

法人名: _____

事業所名: _____

補助対象経費	対象経費 の品目 等	交付金 そのほかの 収入金 等	表2-1項 の1の1 の1	補助金申請 額	補助金実績 額	補助金実績 率	導入経費内容 (1の2の導入経費)					対象経費の計額 (金額、数量、その他の量(単位)の両方)
							バージョン	数量	数量	数量	数量	
性被害防止に係る設備等支達事業			0	100,000	0	0	数量	数量	数量	数量	数量	
合計	0	0	0	100,000	0	0	0	0	0	0	0	0

(注1) 申請書に添付する「法人名」欄、事業所名の入力方法については、別添11の「入力方法」を参照してください。

(注2) 対象経費の計額については、表4次の「金額」欄に記入するものとし、必要に応じて数量単位を併記してください。

第5号様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市 町 村 長
事業所の場合 住所
氏名

高知県障害福祉サービス等確保支援事業費
補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定（又は変更決定）
を受けました補助金について、高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱第8条
第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 該当事業

2 内 容

補助金の確定額（補助金交付決定額）	円
実績報告時により減額した消費税仕入控除税額等（a）	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等（b）	円
補助金返還相当額（b）－（a）	円

（注）事業主体別の内訳資料、国税還付金振込通知書（写し）その他参考となる資料を
添付してください。

第5号様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市 町 村 長

高知県障害福祉サービス等確保支援事業費
補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定（又は変更決定）
を受けました補助金について、高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱第8条
第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 該当事業

2 内 容

補助金の確定額（補助金交付決定額）	円
実績報告時により減額した消費税仕入控除税額等（a）	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等（b）	円
補助金返還相当額（b）－（a）	円

（注）事業主体別の内訳資料、国税還付金振込通知書（写し）その他参考となる資料を
添付してください。